

京都府営水道事業の経営のあり方
及び施設整備の方向についての提言
(第2次)

平成4年1月

京都府営水道事業経営懇談会

平成4年1月10日

京都府知事 荒 卷 禎 一 様

京都府営水道事業経営懇談会

座長 濱 崎 正 規

京都府営水道事業の経営のあり方及び
施設整備の方向についての提言
(第2次)

京都府営水道事業経営懇談会は、貴職から意見を求められていた府営水道事業の経営のあり方と施設整備の方向について、昭和58年に当懇談会が行った提言の内容とその後の状況変化等を考慮しながら、調査と審議を重ねてきたが、その結果に基づき提言する。

ついでには、この提言の趣旨を十分尊重され、府営水道事業の経営と施設整備をめぐる課題の解決に向けて一層の努力を払われることを希望する。

目 次

はじめに	1
1 水道をめぐる状況	2
2 府営水道をめぐる状況	4
(1) 府営水道の沿革	4
(2) 「提言」以降の府営水道	4
(3) 給水実績	5
3 府営水道の施設整備と経営の状況	6
(1) 水需要と水源の確保	6
(2) 施設整備の状況	6
(3) 経営の状況	7
4 府営水道の課題	9
(1) 安全で質の高い水道水の安定供給をめざして	9
(2) 施設の整備	11
(3) 経営の健全化	12
(4) 府営水道と受水市町	14
(5) 料金格差の是正	14
5 早急に取り組みを強化すべき事項	16
(1) 広域化施設整備事業の推進	16
(2) 高度浄水処理施設の整備	16
(3) 木津・宇治接続に伴う料金改定の実施	16
(4) 料金体系の統一	16
(5) 料金格差是正に向けてのプログラムの作成	17
(6) 水質管理体制の充実	17
6 経営の見通しと供給原価	18
(1) 経営の見通し	18
(2) 供給原価	18
むすび	19
付属資料	
1 給水区域内の人口と水需要の見通し	21
2 給水量の実績	22
3 経営の見通し	23

はじめに

京都府営水道事業経営懇談会は、府営水道事業の経営と施設整備をめぐる諸問題の解決に向けて昭和58年7月「京都府営水道事業の経営のあり方及び施設整備の方向についての提言」（以下「提言」と記す。）をまとめた。

その後、府営水道が、経営の健全化をめざし、昭和59年4月に料金改定を実施し、また、用水の安定供給、経営の効率化を図るべく昭和62年度から府営水道事業の広域化を進めてきたことなど、「提言」の指摘内容に沿って、着実に取り組んでいることについて、当懇談会として、高く評価するものである。

昭和62年10月に開催した第9回懇談会では、これらの「提言」以降の府営水道の取組みを踏まえ、再度小委員会を設置し、経営と施設整備をめぐる諸問題について審議を深めることとした。

このなかで、先ず昭和58年の「提言」に照らし、(I) その後の府営水道がどのように取組み、成果をあげ、あるいは課題として何を残しているのかを検証し、(II) 21世紀を見通した府営水道の整備のあり方に目を向け、さらに経営の状況を検討したうえで、今後の取組むべき課題を明らかにした。

このたび、当懇談会は、これらの諸課題を検討し、前回の「提言」で指摘した事項に加えて、その後の水道を取りまく状況を考慮しつつ、「早急に取組みを強化すべき事項」を明らかにすることにより新たな提言を行うものである。

1 水道をめぐる状況

21世紀を間近に控え、内外の社会経済の基調が大きく変化するなかにあつて、国民が真の豊かさを実感できる社会をつくることが求められている。

近代水道として、100年の歴史をもつこととなった水道事業についても、生活様式の変化により一人当たりの使用水量が増加しつつあること、ライフスタイルの変化を反映して水の使用形態が多様化していること、さらに水をめぐる環境問題に対しても関心が高まってきていることなど、より安全で質の高い水道水の安定給水が必要となつてきている。

一方、水道水源については、異臭味物質発生の増加、有機化合物による水質汚染や農薬混入の恐れが生じることなど、水道事業として取り組むべき課題も複雑化してきている。

このような水道をめぐる状況を踏まえ、去る平成2年11月に厚生大臣の諮問機関である生活環境審議会から、「今後の水道の質的向上のための方策について」の答申が出され、厚生省はこれを受けて平成3年6月に、いつでもどこでも安全でおいしい水を供給できるよう、21世紀に向けた「高水準の水道」を構築するとして「21世紀に向けた水道整備の長期目標」（ふれっしゅ水道計画）を定めた。

この「長期目標」は、広域的水道整備を重点的に推進すること、高度浄水処理施設の整備を図ること等、既に府営水道が実施してい

ることのほか、災害発生時などの緊急時給水拠点の確保や老朽施設の更新を進めることなども具体的水道整備の目標としてあげている。

また、水道施設の整備の基本となる「水道施設基準」も、13年ぶりに改定（平成2年12月）されたことに見られるように、より安全で質の高い水道水の安定給水に向けて、全国的に施策が進められようとしている。

2 府営水道をめぐる状況

(1) 府営水道の沿革

京都府南部地域における水道事業は、その多くを地下水により確保してきたが、昭和30年代からの人口増加や生活様式の変化により急激に水需要が増え、安定した水道用水の確保が求められるようになった。

このため、京都府は、宇治浄水場を建設し、昭和39年12月から宇治市、城陽市、八幡市、久御山町を対象に給水を始め、つづいて田辺町、木津町、精華町を対象に木津浄水場を建設し、昭和52年10月から給水を行ってきた。

(2) 「提言」以降の府営水道

その後、昭和58年7月に当懇談会の「提言」を得て、広域水道としての整備をめざし、関西文化学術研究都市の建設をはじめとする府南部地域の開発に伴う新たな水需要や桂川右岸の乙訓地域（向日市、長岡京市、大山崎町）の地下水位の低下などに備えるべく、昭和60年10月に「京都府南部地域広域的水道整備計画」を策定した。

昭和62年3月には、それまでの山城水道（宇治浄水場系）と第2山城水道（木津浄水場系）を統合し、新たに乙訓地域も給水区域とする京都府水道用水供給事業の経営認可を得て、現在、広域化施設整備事業を進めている。

また、初夏や秋口に異常発生する植物性プランクトンによる水

道水の異臭味をなくすため、平成3年度から宇治浄水場に高度浄水処理施設の整備を進め、より安全でおいしい水の供給をめざしている。

(3) 給水実績

最近10年間の給水実績をみると、宇治浄水場では1日最大給水量が7万2,800立方メートルから8万5,500立方メートルに15%伸び、浄水場の能力（日量9万6,000立方メートル）の限界に近づいており、同様に木津浄水場では、3,500立方メートルから1万3,000立方メートルに伸び、能力（日量2万4,000立方メートル）に対しピーク時には約54%の水量となっている。

一方年間給水量は、宇治浄水場で2,060万立方メートルから2,320万立方メートルに、木津浄水場で70万立方メートルから280万立方メートルにそれぞれ伸びている。

3 府営水道の施設整備と経営の状況

(1) 水需要と水源の確保

府営水道の給水区域における現在の人口は、約59万人（平成2年度国勢調査）であり、今後は関西文化学術研究都市など府南部での開発により、平成12年の人口は約71万人となることが見込まれ、水需要は1日最大給水量で約38万8,000立方メートルと予測されている。

このため、府営水道は、このうち平成12年度までに1日最大給水量約23万7000立方メートルの供給を行うべく木津浄水場と乙訓浄水場の整備を進めることとしている。

これらの水需要に対し、毎秒2.96立方メートル（日量に換算し約25万6,000立方メートル）を水資源開発により確保することとし、既に天ヶ瀬ダムにより毎秒0.3立方メートルを確保しており、日吉ダム、比奈知ダム、大戸川ダム、丹生ダムにより毎秒2.06立方メートルの利水配分を受けることが決定している。残る毎秒0.6立方メートルについては天ヶ瀬ダムの再開発により確保する予定である。

このように、水資源開発による水源確保をめざしているが、今後これ以上の水資源開発が期待し難い状況にあることから、水の有効利用・節水等について、府民の理解を求めていく必要がある。

(2) 施設整備の状況

府営水道の広域化は、① 合理的・経済的な施設整備 ② 経

営の効率化 ③ 用水の安定供給 ④ 災害等緊急時の対応 などをめざし、木津浄水場系から宇治浄水場系への送水管の接続（以下「木津・宇治接続」と記す。）の工事、木津浄水場拡張工事、宇治浄水場改良工事、乙訓浄水場新設工事、宇治浄水場系から乙訓浄水場系への送水管接続工事等を行うこととしている。

これらの整備は、木津・宇治接続工事が平成3年度末に完成を予定しており、その後順次、木津浄水場拡張工事や乙訓浄水場新設工事が完成する予定である。また、宇治浄水場においては高度浄水処理施設の整備も進め、平成7年度には供用開始を予定しており、これら全体事業の完成は平成11年度末を目標としている。

(3) 経営の状況

経営面では、それまでの累積欠損金の解消に努めるべく昭和59年4月に料金改定を実施した。この結果、平成2年度末には累積欠損金が約2億8,000万円に減少し、経営の健全化が図られたところである。

しかしながら、平成4年度以降については、「(2) 施設整備の状況」で明らかにしているように広域化施設整備事業の進捗により借入金の償還費用が増加し、また、水資源開発に係る費用について、平成3年度に大戸川ダム、平成4年度に丹生ダムに係る負担が始まり、その後、天ヶ瀬ダム再開発、日吉ダム・比奈知ダムに係る費用負担も加わることが予定されることから、今後の経営環境には厳しいものがある。

試みに、これらの施設整備の進捗状況と水資源開発に係る負担を考慮に入れ、現行料金を据え置いて計算した場合、平成12年度には累積欠損金が、約59億円になると予測され、経営改善の具体化が必要となっている。

4 府営水道の課題

(1) 安全で質の高い水道水の安定供給をめざして

21世紀の府南部地域のライフラインとしての重要な役割を果たす府営水道のあり方について、府民生活に沿って考えてみたい。

府南部地域の水道普及率は、99%を超えており、水洗化が進み洗濯機・湯沸器等の使用が日常化し、また、生活習慣が変化するなかでの水使用形態が多様化していることから、日常生活における水道への依存度が一段と高くなってきている。

従って、どのようなことがあっても安定した供給が可能となるよう水源を確保し、施設整備を行い、施設を適正に管理することがより強く求められよう。

次に、安定供給が当然のこととして受け止められている現在の水道への関心事は水道水質である。先に明らかにしているように水質については、概ね2つの側面があると考えてよい。

まず1つ目は、より質の高い水が求められていることであり、2つ目は、水道水源の水質悪化からくる水質の安全性に対する不安である。

前者については、健康への関心の高まりと消費生活の質が向上していることから、水道水の異臭味対策を急ぐよう求められている。

そして、後者の不安に対しては、近く厚生省が大幅な水質基準の見直しを予定していることから、府営水道としても、できる限

り水質管理体制の充実を図る必要があり、浄水場の施設整備についても、原水水質の動向によっては、今後、通常の浄水処理以上の対応が求められることも考慮しておく必要がある。

いずれにしても、府民からは、水道水の量・質ともに今まで以上の関心が寄せられることになり、これまで、安定供給が府営水道と受水市町の不断の努力によって実現してきていることを含めて、府営水道は自らの事業に関し、より広く府民に周知されるよう努力すべきと考える。また、このような府民からの期待や関心あるいは不安に対し、府営水道は、今後進めるべき事業の目標を明らかにすることによって応える必要があると思われる。

水道整備の長期目標として、先の「ふれっしゅ水道計画」は災害時に強く、いつでもどこでも、安全でおいしい水を安定して供給することを掲げているが、当懇談会としては、以下の整備目標に沿って、府営水道が21世紀に向けてより安全で質の高い水道水の安定供給をめざすことを望みたい。

整備目標

- ① 広域的水道整備により総合的に水運用を行い、全体として安定供給を図る。
- ② より安全で質の高い水を供給する。
- ③ 水質問題に対処し、管理体制等に万全を期する。
- ④ 経営を安定させることにより府営水道の施設整備・管理運営を円滑に進める。

(2) 施設の整備

次に、より安全で質の高い水道水の安定供給をめざして具体的にどのような施設整備を行うべきかについて触れたい。

水道施設整備の基本となる国の「水道施設基準」の改定（平成2年12月）に際しての基本方針には、

- ① 新設、拡張のみならず、既設設備の更新と改良に対しても配慮する。
- ② 平常時の安定供給だけでなく渇水、災害あるいは事故に際しても必要な水供給ができるよう安全性と信頼性の高い施設を目標にする。
- ③ 給水水質を一層向上するため、高度処理の導入（中略）について配慮する。

などこれまでの「指針」になかった新しい点があげられている。

これらの内容と整備目標に照らして、府営水道の整備について具体的に以下の整備を進めることが重要である。

- ① 四半世紀を経過した宇治浄水場の改良・更新を積極的に進める。
- ② 緊急時対策と広域水道としての運転管理上の安定性をめざし、必要な浄水池容量を確保する。
- ③ 宇治浄水場の水需要の増加と、①の工事に際しての宇治浄水場の一時的な能力低下を考慮し、木津浄水場の拡張を計画的に行う。

④ 宇治浄水場における高度浄水処理施設の整備を進めるとともに、今後の施設整備に当たっては、複雑化する水質問題に対処可能となるよう配慮する。

⑤ 良質で安全性の高い水道水供給をめざし、水質管理をより強化するとともに、組織的な整備についても検討を進める。

さらに、上記に加えて広域水道としてのメリットを最大限に生かすべく効率的な水運用を図り、府営水道全体として円滑に機能させることが必要である。また、このような府営水道事業全体の姿が府民の目に見えてくることも、事業を進めていくうえで大切であり、そのための広報活動も怠ってはならないと考える。

(3) 経営の健全化

「3の(3) 経営の状況」で明らかにしたように今後の府営水道は今までも増して厳しい経営環境に置かれるが、経営の健全化に関し、府営水道のこれまでの歩み、今後の事業展開、そして国や受水市町の状況を念頭に入れたうえで以下の3点について留意する必要がある。

① 中長期的視点に立った料金改定

地方公営企業法の適用を受ける府営水道事業は、同法の定めるところに従って独立採算制により運営され、利用者に負担すべき費用について負担を求めることが原則となる。

従って、当然必要な料金改定は実施しなければならないが、今後施設の供用開始時期、水資源開発に係る負担の発生時期等

を考慮に入れ、中長期的視点に立った段階的料金改定の実施が必要である。

② 経営努力

経営の健全化を図るうえで、この利用者負担の原則に加えて次の点に留意することが重要である。

ア 出来る限り国費の導入を図る。

イ 一般会計からの補助金、出資金、長期借入金等の繰入金の確保を図る。

ウ 経営の効率化を図る。

アに関しては、今後とも国の補助金導入に積極的に働きかけていく必要がある。

イについては、前回の提言以降、京都府においても一定のルール化が図られたところであるが、今後増大する建設事業費や水源費を考慮するとさらに制度の拡充が望まれる。

ウについては、府営水道の経営の効率化は、広域水道としての事業展開により大きく前進しているものとする。

今後は、個々の施設整備について水需要の伸びとの関連でより計画的に実施することや複雑化する水質問題に対処し、施設整備・管理運営においてより高度な技術的解決を求められることが想定されるため、人材の確保にも留意する必要がある。

③ 料金体系の統一

前回の「提言」では府営水道の経営基盤を強化するうえで、料

金体系を2部料金制へ統一することの必要性を述べてきた。

2部料金制の導入は、受水市町の負担の公平化も図るものであり、木津・宇治接続を機会に、宇治浄水場系の料金を2部料金制に移行させる必要のあることを改めて述べておきたい。

なお、この2部料金制導入に当たっては、次の(4)、(5)にも関連して関係者と十分協議する必要がある。

(4) 府営水道と受水市町

府営水道の存立意義は、従来から依存していた不安定な地下水から安定した取水が可能な河川水に水源を求め、一括取水し、水質管理の行届いた用水を受水市町に安定的に供給するところにある。この用水の安定供給を図るためには、事業の経営基盤を強化すると同時に受水市町の自己水との機能分担を合理的に行うことが求められてきた。

主たる水源を府水によって賄い、季節的な変動に対しては受水市町の自己水で賄うことを基本とした府営水道と受水市町との役割分担を尊重するとともに、地域的な特性も考慮しつつ、段階的に正常な役割分担となるよう府営水道と受水市町が努力されるよう望みたい。

(5) 料金格差の是正

料金格差の是正については、昭和59年の生活環境審議会の答申でも指摘され、全国的に取組みが求められている課題である。

府営水道は、広域化に伴ってよりいっそうこの課題整理が求め

られてきている。木津・宇治接続に伴う2部料金制への料金体系の統一をはじめとして、今後は、水源費に係る公費負担の導入を図るなかで、段階的に是正する必要がある。

5 早急に取り組みを強化すべき事項

府営水道事業は木津・宇治接続工事の完了により施設の面でも経営の面でも本格的な広域水道の時代を迎えた。

「4 府営水道の課題」で明らかのように、21世紀に向けて府営水道が直面する課題は山積みされており、これを今後ひとつひとつ、解決すべき時期に的確な施策を計画的に構じることが求められている。

以下に中長期的視点をもちつつ、今後早急に府営水道として取り組みを強化すべき事項をまとめておきたい。

(1) 広域化施設整備事業の推進

今後の水需要に対処するため、木津浄水場の段階的拡張を進めるとともに、不安定な地下水から安定した河川水に転換すべく乙訓地域における水道整備を早急に進めること。

(2) 高度浄水処理施設の整備

より安全でおいしい水の供給をめざし高度浄水処理施設の整備を進めること。

(3) 木津・宇治接続に伴う料金改定の実施

木津から宇治への送水管の供用開始に伴う必要経費の料金化と木津浄水場における創設時の先行投資の一部料金化をすべく料金改定を早期に実施すること。

(4) 料金体系の統一

(3)の料金改定に際し、宇治浄水場系の料金を2部料金制へ移行

ずることにより懸案となっていた料金体系の統一を実施すること。

(5) 料金格差是正に向けてのプログラム作成

料金格差是正は、料金体系の統一から具体的一步を踏み出すことになるが、乙訓浄水場系の供用開始を考慮に入れつつ、水の相互運用が本格的に行われる機会に部分的に料金の共通化を図るなど、今後段階的に是正するための取り得る施策の検討を行うとともに、格差是正に向けての具体的プログラムを作成すること。

(6) 水質管理体制の充実

水道をめぐる水質問題がいつそう複雑化することが予想されるなかで、今後は、特に水質管理体制の強化が求められることから水質管理に係る施設・組織の充実を積極的に進めること。

6 経営の見通しと供給原価

(1) 経営の見通し

宇治浄水場系と木津浄水場系とも、昭和59年4月の料金改定とその後の経営努力等により、これまでの累積欠損金を解消してきたところである。今後は、新規の需要に対して、木津浄水場系の創設時に先行投資された施設から供給することになることから、同投資に起因する累積欠損金の解消と広域化施設整備に係る建設経費の一部負担が発生し、平成4年度から6年度までの3年間で、宇治浄水場系で約9億9200万円、木津浄水場系で約3000万円の欠損金が生じる見込みである。

(2) 供給原価

試みに、平成4年度から6年度までの3箇年間を算定期間として公租公課を含む供給原価を算出すると、宇治浄水場系については、この期間内における総費用を供給水量で除すると、供給原価は、1立方メートル当たり63円になる。これを2部料金制により算出すると、固定費用に係る基本料金に相当する原価は35円、変動費用に係る従量料金に相当する原価は11円となる。

木津浄水場系にあっては、供給原価は、固定費用に係る基本料金に相当する原価は77円、変動費用に係る従量料金に相当する原価は31円となる。

このように供給原価が見込まれることから、両浄水場系についてそれぞれ、供給料金を適正なものに改定する必要がある。

むすび

水道事業は高普及時代を迎えて、蛇口をひねれば水が出るのが当然のこととされているが、それを支えている水道事業者の姿はあまり見えてこない。府営水道事業は、将来を見越して先進的に広域水道や高度浄水処理施設の建設に取り組んできており、今後次第に府民はこの成果を享受していくことになるが、これらの取組みについても必ずしも広く理解されているとは言いがたい。

施設整備の進捗に伴って経営環境が厳しくなり、料金改定が余儀なくされることを明らかにしてきたが、府営水道が21世紀に向けてより安全で質の高い水道水の安定供給をめざして整備を進めていくに当たり、府民の一層の理解が必要である。

水道水の量・質ともにこれまで以上に府民から関心が寄せられ、一方で水道水源の水質問題が複雑化しているなかにあって、府営水道のこのような先進的な取組みを高く評価するとともに、府民に理解され支援されながら、これらの事業が円滑に進められることを切に望みたい。

附 属 資 料

- 1 給水区域内の人口と水需要の見通し
- 2 給水量の実績
- 3 経営の見通し

1 給水区域内の人口と水需要の見通し

(単位：人、m³)

区分		年度	S. 60	H. 2	H. 7	H. 12
宇治系	給水人口		333,965	348,385	371,300	389,900
	一日平均給水量		104,945	122,011	134,800	152,200
	一日最大給水量		133,609	151,973	173,900	196,500
	自己水充当量		52,203	63,879	70,700	76,500
	府営水受水量		81,406	88,094	103,200	120,000
木津系	給水人口		74,914	86,776	117,200	157,500
	一日平均給水量		25,000	30,216	42,600	62,400
	一日最大給水量		32,438	38,093	55,700	81,500
	自己水充当量		24,576	25,431	27,600	33,500
	府営水受水量		7,862	12,662	28,100	48,000
乙訓系	給水人口		143,369	145,331	153,100	158,100
	一日平均給水量		53,390	58,754	64,300	87,700
	一日最大給水量		67,486	71,112	81,300	110,500
	自己水充当量		67,486	71,112	74,300	41,700
	府営水受水量		—	—	7,000	68,800
計	給水人口		552,248	580,492	641,600	705,500
	一日平均給水量		183,335	210,981	241,700	302,300
	一日最大給水量		233,533	261,178	310,900	388,500
	自己水充当量		144,265	160,422	172,600	151,700
	府営水受水量		89,268	100,756	138,300	236,800

注：1 平成2年度までの給水諸元は、上水道業務統計（京都府保健環境部生活衛生課）による。

2 平成3年度以降の給水諸元は、京都府水道用水供給事業経営変更認可（平3.3）による。

2 給水量の実績

(単位：m³/日)

区分		年度	59	60	61	62	63	1	2
宇治浄水場系	宇治市	配分水量(A)	51,000	51,000	51,000	51,000	51,000	51,000	51,000
		一日最大給水量(B)	48,730	48,350	49,470	50,630	51,240	51,190	51,520
		一日平均給水量(C)	35,103	36,257	36,801	38,824	39,779	40,121	40,017
		(B)/(A)	95.5%	94.8%	97.0%	99.3%	100.5%	100.4%	101.0%
		(C)/(A)	68.8%	71.1%	72.2%	76.1%	78.0%	78.7%	78.5%
	城陽市	配分水量(A)	14,500	14,500	14,500	14,500	14,500	14,500	14,500
		一日最大給水量(B)	13,634	11,426	12,365	13,554	13,272	12,710	13,004
		一日平均給水量(C)	7,196	6,584	6,586	6,571	6,595	6,597	6,615
		(B)/(A)	94.0%	78.8%	85.3%	93.5%	91.5%	87.7%	89.7%
		(C)/(A)	49.6%	45.4%	45.4%	45.3%	45.5%	45.5%	45.6%
	八幡市	配分水量(A)	20,500	20,500	20,500	20,500	20,500	20,500	20,500
		一日最大給水量(B)	14,310	13,820	14,110	16,110	15,030	14,120	15,180
		一日平均給水量(C)	10,138	10,152	10,939	11,107	11,305	11,548	11,652
		(B)/(A)	69.8%	67.4%	68.8%	78.6%	73.3%	68.9%	74.0%
		(C)/(A)	49.5%	49.5%	53.4%	54.2%	55.1%	56.3%	56.8%
久御山町	配分水量(A)	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	
	一日最大給水量(B)	7,503	7,810	9,452	8,512	7,750	8,604	8,390	
	一日平均給水量(C)	4,676	4,751	5,148	4,975	5,072	5,211	5,314	
	(B)/(A)	75.0%	78.1%	94.5%	85.1%	77.5%	86.0%	83.9%	
	(C)/(A)	46.8%	47.5%	51.5%	49.8%	50.7%	52.1%	53.1%	
木津浄水場系	田辺町	配分水量(A)	10,056	10,056	10,056	10,056	10,056	10,056	10,056
		一日最大給水量(B)	9,634	7,862	8,741	9,923	9,692	6,935	8,773
		一日平均給水量(C)	5,963	5,315	6,193	7,303	6,055	5,422	5,333
		(B)/(A)	95.8%	78.2%	86.9%	98.7%	96.4%	69.0%	87.2%
		(C)/(A)	59.3%	52.9%	61.6%	72.6%	60.2%	53.9%	53.0%
	精華町	配分水量(A)	7,224	7,224	7,224	7,224	7,224	7,224	7,224
		一日最大給水量(B)	—	—	—	717	619	420	869
		一日平均給水量(C)	—	—	—	2	88	139	193
		(B)/(A)	—	—	—	9.9%	8.6%	5.8%	12.0%
		(C)/(A)	—	—	—	0.03%	1.2%	1.9%	2.7%
	木津町	配分水量(A)	6,720	6,720	6,720	6,720	6,720	6,720	6,720
		一日最大給水量(B)	—	—	1,138	3,326	2,279	3,446	3,020
		一日平均給水量(C)	—	58	262	628	1,465	1,872	2,200
		(B)/(A)	—	—	16.9%	49.5%	33.9%	51.3%	44.9%
		(C)/(A)	—	0.86%	3.9%	9.3%	21.8%	27.9%	32.7%

3 経営の見通し

(1) 宇治浄水場系

① 経営の見通し

(単位：千円)

区分		年度	4	5	6	計
収入 ①			1,149,148	1,171,639	1,194,522	3,515,309
費用	変動費 ②		247,890	254,539	284,862	787,291
	固定費 ③		1,210,696	1,251,050	1,258,413	3,720,159
	計 ②+③ ④		1,458,586	1,505,589	1,543,275	4,507,450
収支 ①-④			-309,438	-333,950	-348,753	-992,141

注：1 収入は現行料金で試算する。

2 水源費は含まない。

3 先行投資に係る資本費（減価償却費、支払利息）について一部料金化する。

木津浄水場系の施設（浄水場・送水管）については、経済的な整備・効率的施設の運用面から先行的に整備を進めてきた。

これまでの料金改定に当たっては、料金水準を抑えるため、日量 24,000m³の能力を超える部分（先行投資）については料金化の対象から除外してきたが、木津・宇治接続を機会に平成4年度から段階的に料金化するものとして試算する。

② 供給原価の見通し

区分		年度	4	5	6	計
変動する供給原価に係る	供給水量 (千m ³)		23,452	23,911	24,378	71,741
	変動費 (千円)		247,890	254,539	284,862	787,291
	原価 (円/m ³)		11	11	12	11
固定する供給原価に係る	基本水量 (千m ³)		35,040	35,040	35,040	105,120
	固定費 (千円)		1,210,696	1,251,050	1,258,413	3,720,159
	原価 (円/m ³)		35	35	35	35
総括原価	費用合計 (千円)		1,458,586	1,505,589	1,543,275	4,507,450
	原価 (円/m ³)		62	63	63	63

(2) 木津浄水場系

① 経営の見通し

(単位：千円)

区分		年度			
		4	5	6	計
収入 ①		773,268	782,041	791,496	2,346,805
費用	変動費 ②	103,905	109,033	130,967	343,905
	固定費 ③	680,708	682,997	669,293	2,032,998
	計 ②+③ ④	784,613	792,030	800,260	2,376,903
収支 ①-④		-11,345	-9,989	-8,764	-30,098

注：1 収入は現行料金で試算する。

2 水源費は含まない。

3 先行投資に係る資本費（減価償却費、支払利息）について一部料金化する。

木津浄水場系の施設（浄水場・送水管）については、経済的な整備・効率的施設の運用面から先行的に整備を進めてきた。

これまでの料金改定に当たっては、料金水準を抑えるため、日量 24,000m³の能力を超える部分（先行投資）については料金化の対象から除外してきたが、木津・宇治接続を機会に平成4年度から段階的に料金化するものとして試算する。

② 供給原価の見通し

区分		年度			
		4	5	6	計
変動費に供給係原価	供給水量 (千m ³)	3,468	3,751	4,056	11,275
	変動費 (千円)	103,905	109,033	130,967	343,905
	原価 (円/m ³)	30	29	32	31
固定費に供給係原価	基本水量 (千m ³)	8,760	8,760	8,760	26,280
	固定費 (千円)	680,708	682,997	669,293	2,032,998
	原価 (円/m ³)	78	78	76	77
総括原価	費用合計 (千円)	784,613	792,030	800,260	2,376,903
	原価 (円/m ³)	226	211	197	211